

[事案 2024-218] 給付金返還無効請求

・令和 8 年 3 月 4 日 和解成立

<事案の概要>

保険会社から重大事由による契約解除に伴い給付金の返還を請求されたことを不服として、給付金の返還義務がないことの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 5 年 12 月に皮膚皮下腫瘍摘出術を受けたため、令和 4 年 9 月に契約した組立型保険にもとづき給付金を請求したところ、給付金が支払われた。さらに、令和 6 年 1 月に便秘症により入院したため、給付金を請求したところ、重大事由により契約を解除され、給付金の支払いが拒まれるとともに、既に支払われた給付金の返還を求められた。しかし、以下の理由により、既に支払われた給付金の返還義務がないことを確認してほしい。

- (1) 募集人から加入後 2 年以内に解約するとペナルティがあるため、2 年は続けるように言われ、2 年が経過したら解約するつもりであった。
- (2) 新しい保険に入るとき、審査があり入れない場合もあるため、新しい保険に入ってから本契約等を解約しようと思っていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の他社の保険の加入状況を確認したところ、他社の保険契約を含めた 4 件の保険契約に係る入院一時金の合計額は 100 万円であることが判明した。
- (2) 申立人は他社の 2 件の保険契約に加入し、その約 2 か月後に入院一時金を受け取れる可能性が高いと期待して日帰りに検査入院を企図した疑念も持たれる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の保険加入状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。